番号: 140867

国名:アフリカ地域(エチオピア、セネガル、ニジェール、モザンビーク)

担当部署:資金協力業務部実施監理第三課

案件名:平成 20 年度環境プログラム無償「緊急給水計画」実施促進調査(地方給水)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:地方給水

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間: 2014年11月中旬から2015年2月上旬まで

(2) 業務 M/M: 国内 0.50M/M、現地 1.33M/M、合計 1.83 M/M

(3) 業務日数:

準備期間 第1回現地業務期間 第2回現地業務期間 整理期間

5日 25日 15日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:10月29日(12時まで)

(4)提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 1 6 点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	地方給水に係る各種調査
対象国/類似地域	エチオピア、セネガル、ニジェール、モザンビ
	ーク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし
- (2)必要予防接種:黄熱病:入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

我が国は、2008 年のダボス会議において、排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国に対する1つの方策として、クールアース・パートナーシップを発表し、省エネルギー等を途上国に対して支援することを決定した。この方策の一環として、気候の安定化に貢献しようとする意志は持っているものの、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させるにあたっての実行能力や資金が不足している開発途上国を支援するために、2008 年度に環境プログラム無償資金協力が新たに導入された。クールアース・パートナーシップを新たに構築したアフリカのエチオピア、セネガル、モザンビーク、ニジェールを支援するにあたり、各国の気候変動および水分野に関連する機材の緊急的ニーズを確認するための現地調査を外務省の指示に基づき、JICA は 2008 年 12 月から 2009 年 1 月にかけて実施した。この調査の結果、各国において機材を調達する必要性が確認された。

以上の経緯により、2008 年度第二次補正予算にて、「エチオピア緊急給水計画」、「セネガル緊急給水計画」、「ニジェール緊急給水計画」、「モザンビーク緊急給水計画」が実施されることとなった。これら 4 案件については、協力準備調査における課題として、金額の制約に基づき機材の数量を決定することが困難だったこと、また、「エチオピア緊急給水計画」及び「モザンビーク緊急給水計画」では、実施段階でコンサルタントがいなかったこともあり、設計変更等で詳細の内容を詰めるのに困難が生じた。

「エチオピア緊急給水計画」では、2012 年までに農村部で 98%、都市部で 100%の給水率を達成するという目標を掲げている国家給水衛生向上計画を達成する目的で、ティグライ州、オロミア州、アファール州、アムハラ州、ソマリ州、南部諸民族州に、地下水揚水機材、緊急給水用機材、災害対策用機材、給水施設拡張用機材、リグを調達した。また、南部諸民族州の 2 ヶ所で、施主が公共水栓等を建設する計画となっている。現状、発電機小屋、公共水栓の建設が未了であり、完工していない。また、リグ調達の際、サプライヤーが試掘デモンストレーションを行ったところ抜けなくなり、一部の機材が地中に残っている。施主はその部品を別途調達する考えで、残余金を用いることを要望している。

「セネガル緊急給水計画」については、住宅都市化・水道・衛生省維持管理局に対し、緊急給水用、給水施設維持管理用および地下水揚水機材を調達し、気候変動にかかる対策の整備・強化を図ることを目的として、地下水揚水機材、給水施設維持管理用機材、緊急給水用機材を調達したため、調達済みの機材の現在の使用状況について確認する必要がある。なお、現状は、残余金があり、リインバースするか残余金で機材を調達し、完了させる必要がある。

「ニジェール緊急給水計画」では、水利省に対し、緊急給水用、給水施設整備用および地下水維持管理・開発用機材を調達し、気候変動にかかる対策の整備・強化を図ることを目的に、緊急給水用機材、給水施設整備用機材、地下水開発・維持管理用機材を全国の8州に調達した。本案件は2012年8月27日に完了しているが、調達機材の現状の使用状況について、調査の必要がある。

「モザンビーク緊急給水計画」は、気候変動対策(適応策)を改善し、給水率が向上することを目的に、緊急給水用機材、給水施設維持管理用機材、地下水揚水機材、災害対策用機材、環境教育用機材を環境問題調整庁、国家災害対策院、マプト州公共事業住宅局、ガザ州公共事業住宅局に調達した。本案件では、ハンドポンプ調達に関し、入札の結果、対象州では必ずしも一般的なものではない Indian Mark2 が調達された。先方より対象州での維持管理の観点から

Afridev/Afrideep への変更要望があり残余金を活用した追加調達が提案され、Indian Mark2 は他

州での活用計画が提出された。その結果、配布先変更を伴う使用計画が提出され、残余金及び設計変更による Afridev/Afrideep の調達を予定している。また、太陽光発電設備について、設置された 2 サイトのいずれも、発電機で稼動していた給水ポイントを太陽光システムへ切り替えたところ給水ができなくなり取り外されている。その結果、別サイトへの設置を検討している状況である。

上記の通り、様々な問題を抱えている4緊急給水計画の実施状況の確認と実施促進のため、調査を実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、無償資金協力の仕組みと手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る調査を通じ、実施促進を支援する。 具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2014年11月中旬)
 - ① 4 案件について、報告書の確認、調査実施コンサルタント、調達代理機関へのヒアリングを通じて、案件の内容を把握し、調査計画、質問票(英文:エチオピア)、質問票(和文:セネガル、ニジェール、モザンビーク)を作成する。質問票(英文)は、JICA事務所を通じてあらかじめ関係機関に配布する。質問票(和文)は別途 JICAが傭上する通訳がポルトガル語、フランス語版を作成し、JICA事務所を通じてあらかじめ関係機関に配布する。なお、質問票の回答(ポルトガル語、フランス語)についても、別途 JICAが傭上する通訳が翻訳する。
 - ② エチオピア及びモザンビークの案件について、調達代理機関へのヒアリングを通じて、案件実施上の阻害要因を把握し、問題点を整理した上で、実施促進するための対応案を検討する。
 - ③ セネガル及びニジェールの案件について、調達機材のリストを確認し、調達機材確認のためのフォーマットを作成する。
 - ④ 案件準備の各種会議(勉強会、対処方針会議)に出席する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2014年11月下旬~12月下旬)
 - 1) エチオピア
 - ① JICA エチオピア事務所との打ち合わせに参加する。
 - ② エチオピア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ あらかじめ JICA エチオピア事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収するとともに、必要に応じ担当分野に係る追加情報・資料を収集し、現状を把握する。また、案件の実施促進を支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 南部諸民族州等の一部サイト (Awassa, Boricha 等) を訪問し、調達機材の保管状況、利用状況をヒアリング及び目視により確認し、記録する。
 - イ) 南部諸民族州の2ヶ所のサイトで発電機小屋、公共水栓の建設が終わっていないため、その建設状況をヒアリング及び目視により確認し、記録する。
 - ウ) 調達したリグの状況を確認し、使用状況をヒアリングする。
 - エ) 残余金使用の障害になっている点を確認の上、実施促進するための対応案に基づいて、実施促進を支援する。
 - ④ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エチオピア事務所に報告する。
 - 2) モザンビーク
 - ①JICA モザンビーク事務所との打ち合わせに参加する。

- ② モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査に参加する。また、案件の実施促進を支援する。
- ③ あらかじめ JICA モザンビーク事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収するとと もに、必要に応じ担当分野に係る追加情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には 以下のとおり。
 - ア)残余金の使用計画及び調達機材の状況について、関係機関を訪問し確認する。
 - イ) 一部サイト (Maputo 州) を訪問し、調達機材の保管状況、利用状況をヒアリング及び目視により確認し、記録する。
 - ウ) 太陽光発電給水設備一式が取り外されたことに関し、郡政府倉庫で保管されている 電動ポンプについて、動作確認を行う。
 - エ)同様に、ソーラーパネルの保管状態を確認する。
 - オ)太陽光発電給水設備一式が取り外されたことから、別の候補地に移設することになっており、現在、モザンビーク側が移設候補地を提案している。今後、本調査団が訪問する前に移設候補地における揚水試験、水質試験、太陽光パネルの稼働確認等を実施する予定であるが、これに関し、太陽光発電給水施設の設計・積算に関する技術確認を行い、適切な移設候補地の選定及び設計・積算・設置に係る助言を JICA モザンビーク事務所に対して行う。
 - カ) 残余金使用の障害になっている点を確認の上、実施促進するための対応案に基づいて、実施促進を支援する。
- ④ 担当分野に係る現地調査結果を JICA モザンビーク事務所に報告する。
- (3) 第2次現地派遣期間(2015年1月中旬~1月下旬)
 - 1) セネガル
 - ① JICA セネガル事務所との打ち合わせを行う。
 - ② セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ あらかじめJICA セネガル事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収するとともに、 必要に応じ担当分野に係る追加情報・資料を収集し、現状を把握し、案件の実施促進を支 援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) Tambacounda 及び Thies 等において、調達機材の設置サイトを訪問し、調達機材の 保存状況、利用状況を確認する。
 - ④ 担当分野に係る現地調査結果を JICA セネガル事務所に報告する。
 - 2) ニジェール
 - ② JICA ニジェール支所との打ち合わせを行う。
 - ③ ニジェール側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ④ あらかじめ JICA ニジェール支所を通じて関係機関に配布した質問票を回収するとともに、必要に応じ担当分野に係る追加情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ニアメにおいて、調達機材の設置サイトを訪問し、調達機材の保存状況、利用状況 を確認する。
 - ⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ニジェール支所に報告する。
- (4) 帰国後整理期間(2015年1月下旬)
 - ① 地方給水の案件を緊急に実施する場合、どのような点に留意すべきか等、本調査の結果得られる教訓を取りまとめる。
 - ② 調査結果を整理し、報告書を作成の上、JICA 資金協力業務部に提出する。

③ 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書(和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(2014年4月)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含みます。見積書に計上してください。 航空便の経路は以下の通りです。

⑥ 第1次現地派遣

日本⇒ドバイ⇒アジスアベバ(11月30日) アジスアベバ⇒マプト(12月6日) マプト⇒ヨハネスブルク-香港-日本(12月24日着)

⑦ 第2次現地派遣

日本⇒パリ⇒ダカール(1月11日) ダカール⇒ニアメ(1月20日昼便) ニアメ⇒パリ⇒東京(1月25日着)

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

現地派遣期間は第1次現地派遣2014年11月30日~12月24日、第2次現地派遣2015年1月11日~1月25日を予定しています。

第1次現地派遣期間については、当機構の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を 開始し、本業務従事者より11日前に現地調査を終える予定であり、第2次現地派遣期間に ついては、当機構の調査団員は同行しないため、本業務従事者が単独で現地調査を行う期 間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 地方給水(コンサルタント)
- エ) 通訳(ポルトガル語)(モザンビーク)
- オ) 通訳(フランス語) (セネガル、ニジェール)

③便宜供与内容

当機構事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 あり

イ) 宿舎手配 あり

ウ) 車両借上げ 全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上 あり(日本からの派遣)

オ) 現地日程のアレンジ 機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供 なし

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (http://libopac.jica.go.jp/) で公開されています。

- ・「エチオピア連邦民主共和国緊急給水計画準備調査報告書」
- 「セネガル共和国緊急給水計画準備調査報告書」
- 「ニジェール共和国緊急給水計画準備調査報告書」
- ・「モザンビーク共和国緊急給水計画準備調査報告書」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②エチオピア、セネガル、ニジェール、モザンビーク国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAエチオピア事務所、JICAセネガル事務所、JICAニジェール支所、JICAモザンビーク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上